
◇深 沢 義 一 君

○議長（森元淑雄君） 次に、11番、深沢義一君の一般質問を許可いたします。深沢義一君、登壇願います。

（11番 深沢義一君 登壇）

○11番（深沢義一君） 通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項は、ヤングケアラーの把握と対応についてであります。

質問の要旨は通告書に記載したとおりであります。それに加えて、参考としたホームページからの資料、データなども交えながら質問をさせていただきます。

まずはヤングケアラーという言葉についてであります。家族の介護や身の回りの世話などを担う人をケアラーといい、特に18歳未満のケアラーのことをヤングケアラーというとのことであります。主体的には高校生以下の学業に就いている者ということになるかと思いますが、病気や障害のある家族、親族の介護、あるいは幼い兄弟の面倒など、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことを表す言葉であります。ただ、そのケアを具体的にどの程度を表すのかは明記されたものはなく、法律上の定義もないようであります。

厚生労働省と文部科学省が令和2年と3年に行った調査では、世話をしている家族がいるという生徒が、小学校6年生で15人に1人ほどの6.5%、中学校2年生で17人に1人ほどの5.7%、高校2年生でも4.1%であったとのことで、その状況については、幼い兄弟の面倒を見ているという状況が一番多く、次に父母、祖父母に代わっての家事や介護といったことのようにあります。

しかしながら、そうした状況については子供自身の自覚が乏しく、周囲が気づきにくいという状況にあるとも言われており、一見して家の手伝いをよくしている、しっかりしていると捉えられがちな子供がヤングケアラーという状況にあったという報告も多いようであります。厚生労働省も、ヤングケアラーであることが必ずしも悪いことだと否定しているわけではないというコメントも出しておりました。

家事を手伝ったり兄弟の面倒を見ることは決して悪いことではなく、問題は、本来の子供ができる範囲を超えて心身に大きな負担がかかっているということが問題点であり、その要点は、学業に影響する状況にないか、交友関係が希薄になっていないか、睡眠不足や生活リズムが崩れるなど健康面が損なわれていないか、就学機会の制限につながっていないかなどが挙げられるようであります。昨日の国会参議院予算委員会でもこのことが取り上げられておりました。こども家庭庁の取組についてや、子供を介護力としないといった介護保険制度の活用にもまで及ぶ質問もあ

りました。

国の動向も関心あるところではありますが、まずは、地域の宝である子供たちをしっかりと見守っていく責務のある行政として、本町のヤングケアラーの把握と対応について、現状と今後に対する教育現場や町としての取組について、教育長、そして町長に伺います。

○議長（森元淑雄君） この質問への答弁は、教育長、町長の順に2名に求めます。答弁を求めます。

はじめに、教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町内の小中学校でのこれまでの聞き取りにおきましては、ヤングケアラーに該当する児童生徒はおりませんでした。また、今年3月現在、そのような可能性がうかがえる児童生徒について改めて調査しましたが、報告はありませんでした。

ただし、潜在的に問題を抱えている児童生徒がいないとも限りませんので、今後も早期の発見と支援につながるよう注意深い取組が必要であると考えております。

町教育委員会といたしましては、ヤングケアラーも含めて、児童生徒の心の悩みや不登校、虐待など、気になる子供や家庭の情報を把握した場合に、福祉関係機関と迅速に連携して、適切な支援がなされるよう努めていきたいと認識しているところであります。

○議長（森元淑雄君） 続いて、答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ヤングケアラーについては法令上の定義がないことは議員ご紹介のとおりで、国では、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供と捉えているようです。本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行うことになると、これも議員がご紹介のとおり、子供が専念すべき学業や部活動または友人関係などで影響が出てしまう懸念があるとされております。

その実態把握についてですが、県においては令和3年度、地域包括支援センターや介護保険施設などの福祉関連機関や行政機関、学校などの公共機関などを対象に、ケアラーに関する実態調査が実施され、18歳未満のヤングケアラーが県全体で54人いる調査結果が出ているところです。

また、町では、第3期美郷町地域福祉計画及び第4期地域福祉活動計画の策定に当たり、令和3年度において現在ではありませんが、18歳以上の無作為抽出した1,000人の町民を対象にアンケ

ート調査を実施し、その中で、その段階で、ヤングケアラーを把握するために、ご近所などに家族などのお世話を行っている18歳未満の子供がいるかどうか調査しております。結果は、回答数498件のうち2件から「いる」旨の回答があり、その段階においてゼロではないということを確認しておりました。

これを受けて町では、各認定こども園、小中学校、保健師、教育委員会、民生児童委員、福祉保健課児童福祉担当で構成している要保護児童対策地域協議会の個別ケース連絡会において、ヤングケアラーについての情報提供と実態把握に努めてもらうよう連携確認を図っているところで

す。
今後も引き続き、地域の実態把握を図りつつ、相談窓口の周知や適切な対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、深沢義一君の一般質問を終わります。